平成２１年（フ）第２１９号
滋賀県東近江市八日市野々宮町１番15号
債務者　中澤　弘美
法定代理人成年後見人　中澤美津江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２４４号
滋賀県彦根市開出今町1800番地　Ａ―125号
債務者　高木　裕哉
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２４８号
滋賀県愛知郡愛荘町目加田953番地３
債務者　小川　千里
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２５０号
滋賀県愛知郡愛荘町南野々目219番地　ウエストヴィレッジ102号
債務者　濱口　　広
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２５２号
滋賀県近江八幡市北津田町370番地70
債務者　安倍由紀子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第９２４３号
大阪市西淀川区百島１丁目２番29号
債務者　橋田佳珠子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８７０号
大阪市浪速区桜川２丁目２番15号　吉田ビル305号
債務者　仮屋　玉美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２９号
大阪府八尾市東山本町６丁目６番６号
債務者　髙安　信介
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５３４号
大阪府門真市大倉町18番７号
債務者　遠藤　正俊
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８８９号
大阪府池田市呉服町５番13―105号
債務者　山森　知治
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９０号
大阪府池田市呉服町５番13―105号
債務者　山森美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８２号
大阪府八尾市長池町１丁目19番地の21
債務者　坪井　　綾
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７０６号
大阪市東淀川区菅原３丁目８番６―401号
債務者　古橋知恵子（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０４号
大阪府守口市大日町４丁目34番１号
債務者　林　　辰義
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８２３号
大阪府交野市郡津１丁目57番15―102号
債務者　小野　　毅
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４２号
大阪市北区浮田１丁目４番22号　上野マンション202号室
債務者　森　　和代
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４５号
大阪府枚方市藤阪元町１丁目８番15―101号
債務者　山口富貴江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９３１号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目１番４―401号
債務者　柳橋　祥貴
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部